



全国瞬時警報システム

Jアラートの情報伝達訓練を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声器から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

**令和7年11月12日（水）
午前11時頃**

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ 問合せ先 総務財政課総務係 電話 0136-62-2511

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」 × 3回

「こちらは防災すっです。」

〈下り4音チャイム〉



里親になりませんか ~温かい家庭を子どもたちに~

【里親とは】

さまざまな事情で家庭で暮らせなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と理解を持って養育してくださる方のことです。

【里親の種類】

＜養育里親＞

家族と暮らせない子どもを、自分の家庭で養育する里親です。

＜専門里親＞

養育里親のうち、虐待、非行、障がいなどの理由により専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親です。

＜養子縁組里親＞

養子縁組を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは、里親として育てます。

＜親族里親＞

両親が死亡するなどして育てられなくなつた場合に祖父母などの親族が里親となり、子どもを養育します。

【里親になるには】

①まずは児童相談所に問合せください。

北海道中央児童相談所 札幌市中央区

円山西町2丁目1-1 電話 011-631-0301

②その後、研修を受講したり、児童相談所の職員が家庭訪問して家庭の状況などを調査します。
③北海道社会福祉審議会の審査を経て、北海道知事により里親として認定・登録されます。

【里親への支援】

- 里親さんには、子どもの養育を開始した場合、里親の種類や子どもの年齢などにより里親手当、生活費、教育費、医療費などが支給されます。
- 子どもを養育している里親さんの負担を軽くするため、里親さんの家庭に生活援助をしてくれる方を派遣したり、里親さんが一時的にお休みするための制度があります。
- 他にも里親さんや里親を希望する方が、児童相談所や児童福祉経験者の方などと、情報交換などをを行う場があります。
- 養育に悩んだ時や心配なことがある場合は児童相談所の職員が相談にのります。



大型ごみの申込みはお早めに！

今年の大型ごみの収集は12月で終了し、来年3月までお休みとなります。収集を希望される方は、事前に申込みが必要ですので、収集日の1週間前までに申込みください。申込みがない場合は収集しませんので、ご注意ください。



年内の汲取りの申込みはお早めに！

し尿の汲取りは、地区ごとに決められた定期汲取りとなっております。年内に汲取りを希望される家庭は、12月5日（金）までに忘れずに申込みください。期限を過ぎた申込みについては、年明け1月6日（火）以降の汲取りとなりますのでご注意ください。

引越しなどのやむを得ない臨時的な汲取りについては受け付けしますのでご相談ください。

ごみの分別・収集日を守りましょう

最近、分別されていないごみや収集日が守られないごみが見受けられます。

ルール違反のごみは収集しません。黄色の違反シールが貼られたごみは、一度持ち帰り分別し直して、改めて出してください。ゴミステーションは利用者の共同施設ですので、一人ひとりが気を付け、ルール違反のないよう心がけましょう。

また、降雪期を迎えるとゴミステーションの周りに雪が積もると収集しにくくなります。

ゴミステーションの除雪についてもご協力をお願いします。

- ごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」の袋に分別してゴミステーションに入れてください。
- 「資源ごみ」の空きびんや空き缶、紙パックなどは必ず中を洗い、分別して袋に入れてください。

◆ 大型ごみ収集・し尿汲取り申込み先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 11月12日（水）19日（水）
26日（水）
12月 3日（水）
- ◆場所 岩内町字高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで
電話 0135-62-8373

特設人権相談所の開設について

人権擁護委員による「特設人権相談所」が開設されます。

児童虐待やいじめ、家庭内暴力、差別、不動産や金銭トラブルなどの心配・困りごとの相談をお受けします。

相談は無料で、秘密も守られますので、お気軽にご相談ください。

- ◆日時 12月4日（木）
午後1時30分～3時
- ◆場所 総合文化センター1階健康管理室

◆ 問合せ先

町民課住民係 電話 0136-62-2523

景気対策プレミアム商品券の販売について

寿都商工会では、年末・冬季需要期を迎えるにあたり、町内消費拡大を図るため20%割増付き「景気対策プレミアム商品券」を5,000セット限定で販売します。
売り切れ次第終了となりますので、お早めにお買い求めください。

- 販売期間：11月14日（金）から令和8年2月28日（土）完売次第終了
- 販売所：寿都商工会（販売時間 午前9時から午後5時まで）
- 販売価格：1セット5,000円（500円券12枚入り）
- 使用期間：11月14日（金）から令和8年2月28日（土）
- 購入限度：町内在住者限定でお一人様4セット（2万円）まで

※プレミアム商品券をお手軽にご購入していただくために、事前販売や予約販売を行います。
販売期間などの詳細につきましては、11月7日（金）に新聞折り込みされるちらしをご覧
いただか、寿都商工会（62-2185）へ問合せください。

ニセコバス冬ダイヤ改正のお知らせ

令和7年12月1日より交通アクセスの変更に伴い、ニセコバスのダイヤ改正が行われます。

●電線（寿都町→岩内町）

<変更前>		<変更後>
寿都ターミナル 7:05発	➡	寿都ターミナル 7:00発

※ダイヤ改正により、俱知安町までの乗継時間が短縮され、利便性が向上しました。

◆ 問合せ先 ニセコバス株式会社 電話 0136-56-8111

土地取引は届け出が必要です

売買や交換など一定面積以上の土地取引を行った土地の権利取得者（買主など）は、国土利用計画法の規定に基づき、届け出が必要となります。

【届出の対象となる面積】

＜寿都町の土地の場合＞

- ・都市計画区域外 1万m²以上

※個々の土地面積が小さくても、権利取得者（買主など）が同一の目的のために購入した土地が上記の面積以上のひとまとまりの土地となる場合は、一団の土地として届け出の対象となります。

【提出書類（各3部）】

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置の地形図（縮尺5万分の1以上）
- ・土地や付近の図面（縮尺5千分の1以上）
- ・土地の形状の図面

詳しくは、ホームページ (<http://www.town.suttu.lg.jp>) をご覧ください。

【届出期限】

- ・契約締結日から2週間以内（予約を含む）

※届け出を行わなかった場合、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

◆ 問合せ先

企画課企画係 電話 0136-62-2608

★一口がんも★

～ふわふわサクサクに仕上がります～

1人分(5個)のエネルギー 234kcal

<材料(4人分20個)>

絹豆腐・・・1丁(300g)
鶏ひき肉・・・250g
にんじん・・・1/2本
ほうれん草・・・3~4茎

片栗粉・・・大さじ1と1/2
生姜(チューブ)・・・大さじ1/2
塩・・・小さじ1/2
揚げ油・・・適量

<作り方>

- ① 豆腐はキッチンペーパーに包んで皿などの重しを乗せ、5分ほど水気を切る。にんじん、ほうれん草はみじん切りにする。
- ② ボウルに①と片栗粉、生姜、塩を入れてよく混ぜ合わせる。
- ③ 油を170℃に熱し、②をスプーンで直径3cmほどに丸めて形を整え、油に落とし入れてきつね色になるまで揚げる。



今回メインに使用している「豆腐」は低脂質、高たんぱくで、「カルシウム」「鉄分」「イソフラボン」など、身体に必要な栄養素が豊富です。その中でも「イソフラボン」は、女性ホルモンに関わる不調のみならず、骨粗鬆症やがん予防にも効果を発揮します。「イソフラボン」を含む大豆製品(納豆や豆乳、きなこなど)を普段の食事にプラスし、摂取しましょう。

総合体育館 定期利用予定のお知らせ

11月1日(土)からの総合体育館の定期利用は次のとおりです。

定期利用のない時間帯については、一般開放をしています。健康づくりや体力向上のため、ぜひ、総合体育館をご活用ください。多くのご利用をお待ちしております。

総合体育館(定期利用)利用時間一覧

利用期間:11月1日から令和8年4月30日

曜日	時 間	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:50	19:15	20:00	21:00	21:30
月	A															
火	B															
水	A															
木	B															
金	A															
土	B															
日	A															
	B															

◆ 問合せ先

教育委員会住民学習推進係 電話 0136-62-2100

お詫びと訂正

広報10月号くらしのお知らせガイドの「インフルエンザ予防接種料金助成」の記事で表中の助成対象者が13歳から18歳未満の方となっていましたが、正しくは13歳から18歳まで(高校3年生相当の平成19年4月2日以降に生まれた方)です。訂正してお詫びいたします。